

社会福祉法人老後を幸せにする会
役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人老後を幸せにする会（以下「法人」という。）定款第8条及び第10条第3号の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人に、毎週2日以上勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、法人定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職金であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、日当、旅費（宿泊費を含む。）及び通勤手当等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の種類)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。
- 3 理事長及び常務理事を除く常勤役員で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 理事長、常務理事及び常勤理事の報酬の総額は年額37,500,000円を上限とする。

- 2 常勤役員の年額報酬は、別表1により支給する。
- 3 理事長、常務理事及び常勤理事を除く理事の報酬は、別表2により支給する。
- 4 監事の報酬は、別表3により支給する。
- 5 評議員の報酬は、別表4により支給する。

(月額基本給)

第5条 常勤役員の報酬は、その額に12分の1を乗じて得た額を月額報酬として支給する。

(日割計算)

第6条 新たに常勤役員に就任した者に対しては、その日から常勤役員報酬を支給する。

2 常勤役員が退任したときは、その日まで常勤役員報酬を支給する。

3 前2項の規定により常勤役員報酬を支給する場合であっても、その月の初日から支給する以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、報酬の額は、その月の総日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割により計算することとし、当該計算により生じた円未満の端数については、1円に切り上げるものとする。

(費用弁償の支給)

第7条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その支給に当たっては、社会福祉法人老後を幸せにする会給与等支給規則を準用する。

3 役員及び評議員には、出張に要する旅費(交通費、宿泊費)を支給し、その支給に当たっては、社会福祉法人老後を幸せにする会職員等旅費支給規程を準用する。

(報酬等の支給日)

第8条 常勤役員の報酬等は、毎月25日に支払うものとする。ただし、25日が土曜日若しくは日曜日又は休日(国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。)に当たるときは、その日より前のその日に最も近い土曜日若しくは日曜日又は休日のいずれにも当たらない日に支給する。

(報酬等の支給方法)

第9条 報酬等は、通貨で直接本人にその全額を支払う。ただし、本人から同意を得た場合には、本人が指定する銀行その他の金融機関に対する本人の預金口座への振込により支払うことができる。

(退職金)

第10条 この法人は、理事長又は常務理事が退職又は死亡した場合に、勤続年数に応じ退職金を支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

2 退職金は、別表4に定める算式により算出される額以内とし、理事会の承認を得て決定する。

(公表)

第11条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の承認を得た後、評議員会の決議を経て行う。

附則

- 1 この規程は、平成29年6月16日（評議員会決議の日）から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 社会福祉法人老後を幸せにする会役員の報酬及び費用弁償に関する規程は廃止する。

別表1

常勤役員の年額報酬

常勤役員別	理事長	常務理事	常勤理事
年額報酬	16,000,000円以内	12,000,000円以内	9,500,000円以内

別表2

理事長、常務理事及び常勤理事を除く理事の報酬

理事会出席の都度	30,000円
----------	---------

別表3

監事の報酬

監事監査出席の都度	50,000円
理事会、評議員会出席の都度	30,000円

別表4

評議員の報酬

評議員会出席の都度	30,000円
評議員会において議長を務めた評議員	上記金額に20,000円を加算

別表5

理事長及び常務理事の退職金

月額報酬×100分の12.5×在任月数（再任を含む。）